





クイズ



金融トラブルの相談窓口は?

- ① 117番
- ② 171番
- ③ 188番





6-1. 金融トラブルの具体例①

マルチ商法(ネットワークビジネス)

友達づきあい SNS



バイナリーオプションって知ってる? 分析ツールが入ったUSB を買えば、 **簡単に、絶対儲かるよ**!

お金がなくても、**学生ローン**で借りるといい。 すぐに利益が出て返せるよ!

誰かを紹介すると報酬がもらえるよ!

6-2. 金融トラブルの具体例②

友達づきあい SNS



暗号資産(仮想通貨)に投資すれば、

月●万円くらいは稼げるよ!

海外の不動産事業に投資すれば、

1年後には●倍になるよ!



- > 多額の損失が発生した
- ▶ お金が返ってこない
- > 無登録業者に注意!

6-3. 金融トラブルの具体例③

SNS個人間融資

SNS ネット掲示板



お金を貸します!審査不要!

#個人間融資

#お金貸します

#ひととき融資



- ▶ ヤミ金融業者により、違法な高金利 での貸付けが行われる
- ▶ 個人情報が悪用され、犯罪被害や トラブルに巻き込まれる

6-4. 金融トラブルの具体例4

多重債務

- 複数の業者から返しきれない借金を 背負ってしまうことがあります。
- 軽い気持ちで高金利の借金をすると、 借金はすぐに膨らみます。
- 収入の範囲内で生活すること、 高金利の借金をしないことが重要。

多重債務に陥ってしまったら、 **多重債務相談窓口**に相談

多重債務になる原因





6-5. トラブルを避けるには



トラブルを避けるには、どうすればよいでしょうか?

鉄則は3つ!

(1) おいしい話には気をつける

「ローリスク・ハイリターン」はあり得ない=「おいしい話」は存在しない。

(2) 向こうから近寄ってきてもはっきり断る

「今だけ」「あなただけ」には要注意。遠慮は無用。「いりません」とはっきり言いましょう。

(3) 万が一トラブルに遭っても、決して諦めない

ひとりで悩まず、早めに適切な相手に相談することで道が開ける。



6-6. トラブルに遭ってしまったら

悪質な業者との契約の取り消し・無効

- (1) 未成年者による法律行為 **18歳になったら取消せません (2022年4月より)**
 - → 民法 (親などの同意がない等の法律行為の取り消し)
- (2) 不当な契約条項、不当な勧誘による契約
 - → 消費者契約法 (条項無効、契約取り消し)
- (3) 訪問販売、訪問購入、電話勧誘、エステ、語学教室、マルチ商法、内職・モニター商法
 - → 特定商取引法(クーリング・オフ制度による解約など)
 - → 通信販売(ネット通販含む)はこの法律によるクーリング・オフの対象外! 但し、事業者は返品の条件等を表示する要。表示がない場合、8日間は返品が可能(送料は購入者負担)。
 - *いずれも期限・時効があるので、早めに相談窓口で対処法を相談しよう。

消費トラブル等に関する相談窓口

- (1) まずは 188番 (いやや!) に電話
 - → 消費者ホットラインが、消費生活センターの相談窓口を案内
- (2) 金融サービスについては、金融庁や業界団体等が相談窓口を設置



まとめ(6章のポイント)

- 金融トラブルの手口を知りましょう。 (1)
- 「絶対に儲かる」はありません。
 - トラブルを避けるには、①おいしい話には気をつける、②向こう
- (2) から近寄ってきても**はっきり断る**、③万が一トラブルに遭っても、 **決して諦めない**ことが大切です。
- トラブルに遭ってしまったら、悪質な業者との<mark>契約の取り消し・</mark> (3) 無効を求めましょう。
- (4) また、188番 (消費者ホットライン) に電話して相談しましょう。